

「言語としての手話の理解の促進及び手話等の普及に関する条例」(案)要綱に対する意見内容と本市の考え方

1 パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見募集期間 令和元年12月23日(月) ~ 令和2年1月20日(月)
- (2) 意見の提出者数 9名(持参:7名、メール:2名)
- (3) 意見総数 11件

2 意見の内容と本市の考え方

お寄せいただいたご意見については次のとおり項目毎に整理し、それに対する本市の考え方を明らかにします。ご意見については施策に対するお気持ちを尊重し、原文のまま掲載しています。

連番	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方
1	全般	<p>小学、中学、高校(大学)を含む義務教育で手話勉強できると、早い段階で、差別も少なく自然に身に付く。</p> <p>障害者のみが当り前の義務教育を受けにくい世の中にならない努力が必要。</p> <p>津山市は今まで、あらゆる面で奥手!!です。障害者が安心して暮らせる街に少しでも一歩でも進めればいいと思います。</p>	<p>本市の施策が遅れているとのご指摘、真摯に受け止めさせていただきます。様々なご指摘・ご意見については、(8)施策の策定方針に基づいて、施策に生かしていきます。</p>
2	全般 (3)定義	<p>私は津山市難聴者協会の副会長を務めさせていただいています。</p> <p>聴覚障害者は、ろう者、生まれつきの難聴の方、病気や事故のために聞こえなくなった方や、加齢による難聴の方など人生の途中で難聴となった方たちもいます。</p> <p>ろう者と違って、中途失聴・難聴の方は言葉も普通に話すことができ、一見すると健常者と全く変わらないことが多いのです。このため逆に、障害の特徴が社会的に十分理解されず、福祉の谷間に置かれてきたように思います。</p> <p>また、今後の高齢社会の進展の中で、老人性難聴への対策が重要度を増してきます。加齢に伴って耳が遠くなるのは仕方のないこととされてきましたが、高齢者が生き生きと社会参加し、生きがいを持って生活していくには「聞く権利」の保証が不可欠となります。</p> <p>津山市の高齢者を含めた中途失聴者・難聴者のためにも、手話のみならずあらゆるコミュニケーションの手段を利用していかねければなりません。</p> <p>テレビに字幕が普及され、電車やバスで停留所のテロップが流れることで、安心して暮らせるようになりました。</p> <p>それは文字による伝達手段が大きいです。講演会や講座などの学びの場、病院や銀行、また自然災害等に直面した場で、聴覚障害者で手話ができない人たちのために文字での伝達方法が非常に大切だと思うのです。</p> <p>文字を手段としている要約筆記の存在を市民にもっと広めてほしいと思います。そして今後必要となってくる要約筆記者の育成に力を入れて取り組んでほしいと望みます。</p> <p>施策の策定方針のところ、手話等の「等」の中に含まれたものをもっと具体的に説明していく必要があると思います。</p> <p>この条例によって市民全体が「聞こえ」の問題に関心を深め、聴覚障害者が日常生活で聞こえたふりをして苦しむのではなく、安心して自らの障害を打ち明け、受け入れられる社会になることを期待しています。</p>	<p>(3)定義において、「手話等」については、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段と規定しております。今後の科学技術の発展等により、新しい意思疎通の手段が生まれる可能性もあるため、手段を列挙するのではなく、一部を例示し包括的な表現としています。その他の意思疎通のための手段にも適用されるものをご理解ください。</p> <p>また、難聴者の視点からの貴重なご意見をありがとうございます。ご意見については、(8)施策の策定方針に基づいて、施策に生かしていきます。</p>

3	<p>全般 (6) 事業者の役割 (8) 施策の策定方針</p>	<p>要綱(案)を拝見させていただきました。印象としては、手話がやはり前面に出ているなといった感じです。手話が言語であるとの認識はもちろん必要で、障害者自身がコミュニケーションに関わるツールとして、自由に選択することができること、また、そこに関わる者の派遣、養成事業は大切なことだとは思われます。一応、「手話等」という表現で、「等」の中に、手話、要約筆記、点字等という表現で、手話以外の意志疎通支援についても触れられてはいます。必要なツールとして、意志疎通支援を受けようとしたときに、そこから選択できることも必要なことではないでしょうか？手話だけが前面に出た状態では、元々手話を使用している方はすんなりと受け取れるかもしれませんが、難聴者、中途失聴者、高齢化難聴の方のように、手話よりも文字情報が必要な方、盲ろう者のように、触手話やその場での点訳が必要な方が本当に必要な支援を受けていけるのでしょうか？</p> <p>なんとなく、疑問が残ります。</p> <p>また、事業者という表現も気になるところです。いったい、どういった団体、または個人を示すのでしょうか？</p> <p>また、この条例に関わる者の、養成についても挙げられていましたが、どこまでの範囲でどのようなことを示すのでしょうか？</p> <p>疑問が残ります。</p>	<p>(3) 定義において、「手話等」については、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段と規定しております。意思疎通支援を選択できることも必要とのご意見、そのとおりであるといえます。本市としては(4) 基本理念において、障害者が障害の特性に応じた多様な意思疎通の手段を自ら選択する機会を確保されることを定め、(8) 施策の策定方針に掲げる施策について推進します。</p> <p>事業者という表現については、市内に事務所又は事業所を有する方及び法人その他団体を想定したものです。</p> <p>支援者の養成等については、(8) 施策の策定方針にあるように、詳細については津山市障害者計画において定めることとなります。また、その推進にあたっては障害者その他関係者の意見を尊重することとしています。</p>
4	<p>タイトル</p>	<p>タイトルの最初に津山市を付けた方がいいです。</p>	<p>条例の範囲を明確にする必要があると判断し、条例に反映いたします。</p>
5	<p>前文</p>	<p>手話の歴史についての記載があってもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>手話の歴史認識については、全国的な話であり、大きなテーマとなるため、本市の条例中に取り上げるには難しいと判断しました。</p>
6	<p>前文</p>	<p>下4行目 手話の理解の促進, 【啓発】を入れることで新しい知識を得るだけでなく、より高く深い認識や理解に導くことができると感じます。</p>	<p>条例内の語彙表現については、統一した表現かつなるべく包括した表現を選択させていただきました。【啓発】に関するご意見は、理解の促進の一項目として、(8) 施策の策定方針に基づいて、施策に生かしていきます。</p>
7	<p>(2) 目的</p>	<p>手話が言語であると明記されることで、ろう者理解がより多くの市民に広まれば良いと思います。</p> <p>また、子供の頃から、障がい者理解を学ぶ場を設け、差別や偏見のない社会になることを望みます。</p>	<p>貴重なご意見として、(8) 施策の策定方針に基づいて、施策に生かしていきます。</p>
8	<p>(3) 定義</p>	<p>手話等の中に障害者の権利条約の中にも書かれている盲ろう者のコミュニケーション方法、触手話・指点字も記載してください。</p>	<p>(3) 定義において、「手話等」については、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段と規定しております。今後の科学技術の発展等により、新しい意思疎通の手段が生まれる可能性もあるため、手段を列挙するのではなく、一部を例示し包括的な表現としています。その他の意思疎通のための手段にも適用されるものとご理解ください。</p>
9	<p>(5) 市の責務</p>	<p>合理的配慮に関して記載すべきではないのでしょうか。</p>	<p>合理的な配慮については、障害者基本法第4条第2項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条に規定されています。市の責務の根幹には、そちらの規定が適用されるため、改めて規定を設けることはせず、本市としてもそちらに基づいて施策を行います。</p>

10	(8) 施策の策定方針	災害時における情報の提供及び意思疎通の支援のための施策を載せてあった方がいいかなと思います。	平成30年3月に策定した津山市障害者計画において、「津山市地域防災計画」に基づき、防災対策を推進することとしています。当条例においても(8) 施策の策定方針は津山市障害者計画に依るため、そちらにおいて必要な事項を定めることとします。
11	(8) 施策の策定方針	私は手話奉仕員養成講座入門過程に通い、修了しました。これからも手話を習っていききたいなと思っています。基礎課程を受講した後、手話通訳者養成講座を受講するにあたり、会場が県南にしかなく、働きながら通える環境ではないと思いました。会場が県北にないがゆえに通えなかったり、働いていて通えなかったり、様々な理由で受講できなかった方もいると思います。3課程あるため全ての課程の会場を設けることは難しいかもしれませんが、近いうちに県北にも設けられることを期待しています。	本市の委託事業へご参加いただき、感謝いたします。意思疎通の支援者の確保及び養成については、支援に関わる重大な課題として理解しています。ご意見については、岡山県にも働きかけるとともに、(8) 施策の策定方針に基づいて、施策に生かしていきます。